

## 「虐待の通告義務」を知らなかった教師、4割

最近では連日、二ツ井町の小学1年生の殺害事件関連の報道がマスコミを賑わせている。いわゆるワイドショー番組では、犯行を自白した被疑者の生い立ち、生活、性格にまで迫ろうとしているよう。

この事件では、被疑者は我が娘を虐待の一つであるネグレクトしていたのではないかと、また、その危惧は民生委員の耳にも入っていたとも報道されている。

被疑者の犯行背景詮索はさておき、自分は、この関連報道に接し、先日の文部科学省の「全国小、中学校教師の内、『虐待通告義務』を知らなかったのは4割」の調査結果の報道を思い出した。

児童虐待防止法の第5条では（児童虐待の早期発見等）、第6条では（児童虐待に係る通告）が謳われている。

少女は小学4年生であることから教師も接していたのであり、また、近所の人々も「子どもが可哀想……」と感じ、民生委員の耳にも入っていたのであれば、なぜ、市町村の関係機関に、念のためになぜ連絡しなかったのだろうか。地域の間人関係の側面から、通告等は容易にできるものでないことは、想像できる。

しかし、こうした事件が起こる度に、「子どもの命を守る」ために、地域が登下校を見守る体制を敷くのであれば、事件が起こる前の地域の「子どもの命を守る」という意識も検証報道されていいのではないだろうか。

そうした地域社会のあり方等の視点からの検証報道やコメントが殆どなく、ただ、周りの人々の被疑者に関する推測話ばかりから、被疑者の犯行背景を探ろうとする報道のあり方も疑問に思う。

自分は授業で「虐待問題」に触れる時、学生には虐待分類の説明以上に、「通告義務」のあることを説明している。「『ひょっとしたら……』と想像する時は、迷わず、まずは上司の耳に入れ、指示を仰ぐように！ 何でもなかったらそれに越したことはなく、万一、事件になったら、『気づいていなかったのか？』と通告義務放棄で調べられることもあり得るよ！」とまで話している。

「子どもの命を守る」ためには、法を活かすも殺すも、やはり我々一人一人の意識が左右するように思う。

恐らく学校の管理職は、一度ならず通告義務の話は職員会議等でしているはず。

それでさえ気にも留めず、公的システムとして日々子どもと接するプロである現場の4割もの教師が「知らなかった」という意識に、寒気を感じるのは自分だけだろうか。

（2006年6月10日 記）